

令和2年度消費喚起事業

【沖縄市にエール！最大30%戻ってくるキャンペーン！】

利用店登録要領

沖 縄 市

最大30%戻ってくるキャンペーン事務局

# 目次

1 事業の趣旨	1P
2 沖縄市内の対象事業所等	2P
3 申請期間について	2P
4 電子クーポンの概要	2P
5 利用店資格	3P
6 利用店登録について	3P
7 支払い金・換金の手続き	4P
8 利用店の責務等	5P
9 電子クーポンの対象にならないもの	5P
10 電子クーポンの流れ・イメージ	6P
11 その他	6P
12 事業に関するお問合せ	6P

## 申請要項

### 1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少した市内事業者の販売促進を図る事を目的として電子クーポン発行を実施します。

### 2 沖縄市内の対象事業所等

沖縄市内事業者で PayPay 取り扱いが出来る店舗である事

\*スーパー・コンビニは除く（テナントは可）

### 3 申請期間について

令和2年10月1日（木） ～ 令和2年12月25日（金）まで

### 4 クーポン券の概要

(1) 名 称 沖縄市にエール！最大30%戻ってくるキャンペーン！

(2) 発 行 者 沖縄市

(3) 発行総額 240,000,000円

(4) 発行内容（額面等）

PayPayを使用し、参加店舗でのお買い物金額の30%をポイント還元します。

\*1ユーザーあたり3,000円が最大となります。

沖縄市内事業者で PayPay 取り扱いが出来る店舗である事

\*スーパー・コンビニは除く（テナントは可）

(5) 利用対象者

PayPayユーザー（市内・市外・海外）全て可となります。

\*スマートフォン決済「PayPay」がご利用いただける状態であれば自動的にキャンペーン対象になりますので、新たな手続きは不要です。

ただし、クレジットカード決済の設定になっている場合

（ヤフーカードを除く。）はポイント還元の対象になりませんので

ご注意ください。

## (6) 利用対象店舗

沖縄市内の事業所で「沖縄市にエール！最大30%戻ってくるキャンペーン」に申請し、PayPay取扱店登録が完了した事業者

\*9月30日までに、PayPay加盟店として登録事業者は、申請は不要となります。

## (7) 利用期間

令和2年 11月1日(日) ~ 令和3年 1月31日(日)

## 5 利用店資格

沖縄市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り利用可能とすることができるもので、以下の要件をすべて満たしている者とします。

### (1) 利用店舗の資格は、市内事業者で次の事業者以外の者とする。

- ・ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者。
- ・ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など。
- ・ 本事業の利用対象とならないものに記載の取引又は商品のみを取扱う店舗等。
  - \* 詳しくは⑨の項目をご確認ください
- ・ 大型スーパー・コンビニ事業者

※上記にあげるもの以外でも、本事業の目的にそぐわないなどの理由により、利用店舗登録をお断りする場合があります。

## 6 利用店登録について

### (1) 申請受付期間

令和2年10月1日(木) ~ 令和2年12月25日(金)まで  
専用HPでの利用店舗一覧に掲載いたします。  
毎月15日・30日に締切し、15日後からの対象店舗となりますので、  
PayPay登録が済んでいてもすぐには対象店舗とはなりませんので  
ご注意ください。

### (2) 受付時間

土日祝日(年末年始)を除く10時から16時まで

### (3) 登録申請方法 ※FAX・メール・郵送のみ※

利用店登録を希望する事業所は、別紙(利用店登録申請書)を記入しご提出ください。

FAX : 098-850-8855

メール : oki.c.y30@gmail.com

郵送先 : 〒901-0225 豊見城市字豊崎3-59 (TOYOPLA内)

最大30%戻ってくるキャンペーン事務局

\*後日、PayPay株式会社スタッフが登録のために、ご連絡および訪問いたします。  
あらかじめご了承の程、よろしくお願い致します。

### (4) 登録料

登録に際しての費用負担はございません。

## 7 支払い金・換金の手続き

### (1) 換金手数料 無料

### (2) 別紙申込書記入の口座に振込いたします。

### (5) 換金支払方法

換金申込については、PayPay株式会社より振込致します。  
詳しくは、PayPayホームページをご確認ください

## 8 利用店の責務等

利用店になるには、次に掲げる事項を遵守することが条件となります。

### (1) 利用店舗であることを明示すること

利用店であることが明確になるよう、利用店告知用ツール(ステッカー、ポスターのぼり)を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。

※告知用ツールは、期間終了後、各自処分をお願いいたします。

### (2) ポイント還元に関する注意事項を理解すること

①ポイント還元にならない、チャージ方法がございます。

②取扱店登録時期によりポイント還元対象外期間が発生する場合があります。

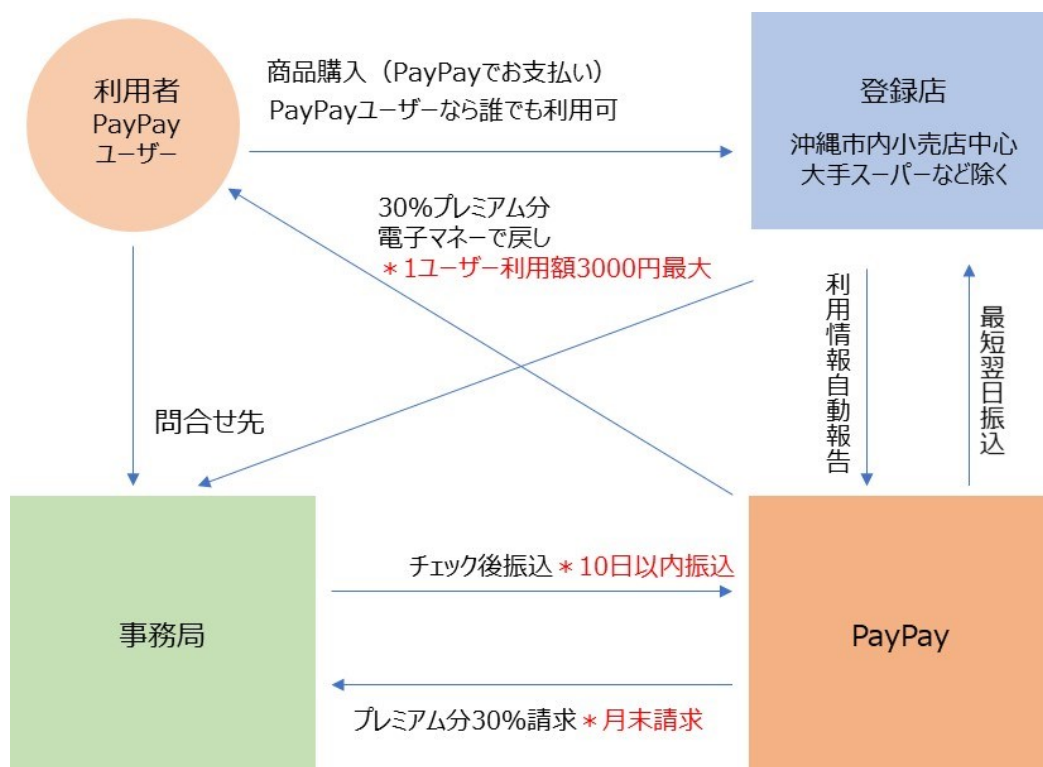
ツール類掲載など、自社が取扱店となったことを確認後掲載してください

## 9 電子クーポンの対象にならないもの

次に掲げるものは「**沖縄市にエール！最大30%戻ってくるキャンペーン！**」の使用対象となりませんのでご注意ください。

- ア 国や地方公共団体等への支払、公共料金(税金、電気、ガス、水道、通信、バス運賃等)の支払等
- イ 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券(ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ウ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- エ 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入(事業経費)
- オ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に係る支払い
- カ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- キ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- ク 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ケ その他この電子クーポンの発行趣旨にそぐわないもの

## 10 クーポン券の流れ・イメージ



## 11 その他

- ア 本事業の実施遂行に際し、利用店舗等から取得した情報については本事業の目的および PayPay 加盟登録以外に使用されることはありません。
- イ 利用店舗は、本事業の実施に伴い沖縄市及び事務局受託事業者によって収集・取得された参加店舗に関する情報が沖縄市情報公開及び沖縄市個人情報保護に関する条例の適用を受けることについて、予め承諾したものとみなされます。

## 12 事業に関するお問合せ

クーポン券の取扱い全般（利用・換金含む）について

最大 30%戻ってくるキャンペーン事務局

〒901-0225 豊見城市字豊崎 3-59 (TOYOPLA内)  
TEL 0120-008-324 (※平日 10:00-16:00)  
FAX 098-850-8855  
e-mail oki.c.y30@gmail.com

沖縄市消費喚起事業を盛り上げるために、ご協力をお願いいたします！

令和 2 年 10 月 1 日更新